

△研究ノート▽

大阪府同和事業促進協議会と 大阪の部落解放運動略史

渡 辺 俊 雄

はじめに

財団法人大阪府同和事業促進協議会（以下「府同促協」と略称）は、昨年十二月に創立二十五周年を迎えて盛大な記念式典を挙行した。式典の当日は会場の中之島中央公会堂に、府同促協の関係者をはじめ部落解放運動や大阪府・市・府下市町村の代表者など二千名が集まり、その解放運動と同和事業の発展につくした大きな足跡を祝したのである。

府同促協は、このほど創立二十五周年記念事業の一環として『大阪府同和事業促進協議会史』（以下『府同促協史』と略称）を刊行した。この『府同促協史』は本編・資料編と

も各二五〇ページからなり、府同促協の歩みを全国と大阪の解放運動の展開のなかでまとめている。また、資料編には府同促協の各年度の議案書をはじめ、役員一覧表、会則（寄付行為）、請願書・要請書、関係資料、略年表などが収められている。これらの資料の多くはこの『府同促協史』によってはじめて公表されたものであり、戦後の解放運動、とりわけ大阪の運動を明らかにしていくうえで今後大きな貢献をするものと期待されている。

ところで、これまでの戦後の部落解放運動の叙述の中では、府同促協の役割は、必ずしも正當に評価されていたとはいえない。その典型は、中西義雄の「大阪における部落解放運動」〔部落解放運動の歴史と理論〕部落問題研究所・

一九七四年・一三四頁)の以下の叙述である。

「大阪では、大衆運動としてよりも、『同和事業促進協議会』の活動をすすめて、看板だけを『大阪府連』と名のつて、全国的な部落解放運動に加わっていかうとする傾向が、一九五一年ごろからつよくなってきました。どうして、全国的な運動とは異質なものが、大阪でつくられたか、といますと、一つは運動の組織的な沈滞を、『官民一体』の『同和事業促進』活動で打開しようとする改良主義的な発想、わたしたちの運動用語でいえば融和主義の思想にもとづくものと考えられます。」

また同じ中西は『新版・部落の歴史と解放運動』(部落問題研究所編・一九六五年)の中でも、戦後大阪の解放運動が「停滞」した「原因」として「大阪の運動が部落解放同盟によって展開されたのではなく、行政の下請け団体的な性格をもつ同和事業促進協議会によってすすめられたからである。部落解放運動の活動家が同和協の主体となっていたが、その団体の性格にとじこめられ、同和予算と実施は同和協、差別事件は部落解放同盟と分業化されていたため、部落解放運動が有名無実となり、どんな要求闘争がくまれども融和主義の枠をこえることができなかつたのである。」(四二二頁)と書いている。

そのどちらにも共通している観点は、全国の運動から大

阪の解放運動をきりはなして融和主義的だときめつけ、その原因を府同和協によって大阪の運動がすすめられたからだとする立場である。ここでは、府同和協の創立、役割は部落解放運動の発展の中でとらえられていない。

もっとも、府同和協を「行政の下請け団体的性格」融和主義の思想」とみるのは、かつて解放同盟の全国大会においてもみられた見解であって、必ずしも中西義雄のひとりの責任ではなかつた。

つまり府同和協についての評価、その果した意義と役割については必ずしも解放運動の内部においても明らかであつたとはいえないのである。

本論の課題は、府同和協の歩みを概観するなかで大阪における戦後の部落解放運動の発展にはたしたその役割を明らかにすることである。そのことは同時に、大阪の解放運動の特徴を府同和協という側面から明らかにする過程でもある。大阪においては、府同和協の存在を抜いて解放運動を考えられないほどに、府同和協は大きな重みをもっている。なお、府同和協の歩み、業績そのものについては『府同和協史』の記述を参照した。

ところで府同和協の歴史を概観するにあたって、以下のような時代区分に従うことにした。これは『府同和協史』の時代区分に従つたものである。⁽³⁾

創立前史 一九四六年～五一年(創立まで)

第一期 一九五一年～五七年(創立総会以後)

第二期 一九五七年～六一年(第六回総会以後)

第三期 一九六一年～六六年(第一〇回総会以後)

第四期 一九六六年～七一年(第一五回総会以後)

第五期 一九七一年～七六年(第二〇回総会以後)

なお、部落解放同盟大阪府連合会の第二〇回大会(一九七二年)では戦後の大阪の解放運動を、以下のように七期にわけて総括している。

第一期 一九四六年～五一年 青年同盟、解放委員会の活動

第二期 一九五一年～五七年 同和全盛期、環境改善事業中心

第三期 一九五七年～六〇年 市内ブロック大闘争起る

第四期 一九六〇年～六五年 大行進のとりくみを通じて府下部落へ大衆闘争広がる

第五期 一九六五年～六九年 「答申」を闘いの武器として運動の飛躍的發展

第六期 一九六九年～七二年 矢田教育差別事件を契機とする日共 正常化連の分裂策動との闘いと組織の質的転換の問題発生

第七期 一九七二年

この時代区分は、ほぼ府同和協の時代区分と合致する。ここにも府同和協と大阪の解放運動との深い結びつきを認めることができる。

注(1) この「大阪府同和事業促進協議会史」は、このたび(社)部落解放研究所から「大阪の同和事業と解放運動」という題で市販された。(A五判、四九八頁、定価三、〇〇〇円)

(2) 「解放同盟の組織は弱体化し、融和主義的な団体の同和事業促進協議会が同盟にとって変った。」(一九六〇年度一般運動方針(案)「解放新聞」一九五九年一月五日)

(3) 「府同和協史」はじめにを参照のこと。

(4) 「第二〇回大会決定集」四五頁～四六頁

〔1〕府同和協の創立前後の事情

(1) 府同和協の構成

府同和協は一九五一(昭和二六)年十二月一日に、大阪市内の大国小学校で創立総会をひらき、その歩みをはじめた。⁽¹⁾当日は会則、事業計画、予算などを討議し、初代会長に和島岩吉(弁護士)、副会長には西尾寿一(北河内郡庭窪町長 当時)、顧問として赤間文三(大阪府知事)、中井光次(大阪市長)、栗須喜一郎(大阪市会議員)などを決定し

ている。⁽⁵⁾

府同促協の事務所は、創立当時は大阪府民生部社会課内におかれていた。一九五六年度からは厚生会館（現在のNHK放送会館の近くにあった旧連隊跡地）にうつり、その後五八年に国鉄桃谷駅近くに同和会館が完成するとそこに移転する。

創立当時の府同促協の会則をみると、「第一章・総則」の第三条には、「本会は大阪府下に於ける同和事業を促進し関係地区の生活安定、生活改善、その他文化の向上を図るを以て目的とする」とある。また「第二章・事業」の第四条には、「本会は、前条の目的を達成するため左の事業を行う」として、

- 一、同和事業の企画立案に関する事項
- 二、関係当局の諮問に応じまたは意見具申要請に関する事項
- 三、その他同和問題の解決及び同和事業の促進に必要な事項

の三項目をかかげている。⁽⁴⁾

「第三章・組織及び会員」によれば、府同促協は「単位部落代表」と「同和関係市町村長」によって構成し、その他に「本会の趣旨に賛同し協力支援する者を理事会の推薦により賛助会員とする」ことができる⁽⁵⁾と定めている。

田正直（塚）らが理事となつてゐる。

このことは、解放委員会こそが真に部落解放運動をにない、その完全解放への路線を聞いてゐる唯一の組織であったこと、そしてそれが社会的に認められていたことを意味するのであつて、それは高く評価されてよい。

今日、府同促協の理事・協議員に多く部落解放同盟の幹部・役員が選ばれているのも、解放同盟が部落解放運動になう唯一の組織として社会的に承認されていることを示すものであつて、それ以外ではない。

中西義雄はこの点をとりあげて、府同促協は「朝田一派の『府連』とは表裏一体のものであることは否定できない」と非難している。⁽⁶⁾だが府同促協が大阪の解放運動とたえず「表裏一体」であつたのはむしろ誇るべき伝統であつて、批判すべきことではない。

(2) 生活擁護闘争の発展を背景に

府同促協創立の直接の契機となつたのは同年八月に北摂山荘で催された大阪府主催の第一回同和地区中堅青年指導者養成講習会であつた。当日、座長をつとめた寺本によれば、中野次夫、卒田正直などとあらかじめ打合せのうえ、大阪の解放運動の新しい方向を明らかにしようとする講習会にのぞんだという。この講習会ではどのようなことが話し合われ、なにをめざして府同促協の創立をはかつていったの

創立当時の役員名をみると、理事は一人を除いて部落代表で占め、顧問・参与には市町村長や賛助会員（大阪府議員・府民生部長・教育長・各地方事務所長、大阪市民生局長、大学関係者など）の顔ぶれがならんでいる。当時において部落問題にかかわりある関係者が数多く集まつている。⁽⁶⁾

ところで、ここでいう「単位部落代表」とは「決して部落解放同盟の代表者ということではなく、あくまでも地区代表ということでありませう。ある政党は、部落解放同盟が『府同促協』を牛耳っているといっているようですが、これはまったく『府同促協』の歴史と内容を知らぬ人々にしか通用しないこと」だと寺本知（現府同促協会長）がのべているのは全く正当である。

府同促協の「単位部落代表」になるには解放委員会（現在であれば部落解放同盟）の支部員でなければならぬとする規定は規約のどこにもない。事実、解放委員会の支部組織がまだ確立していない地区からも「単位部落代表」は選ばれているのである。

と同時に、この「部落代表」には事実上は解放委員会の主要な活動家が選ばれていた。

たとえば大阪市内の各部落からは石田秀一（浪速）、松田喜一（西成）、石田正治（西成）らが、また府下からは寺本知（豊中）、木下喜代治（水本）、中野次夫（向野）、卒

か。その後の関係者の証言からひろつてみたい。

各氏が共通してふれていることは、そのころ部落解放運動は全国的に転換期にさしかかつており、行政闘争という新しい形態を各地で模索している時代であつたということ、その大阪における現われが府同促協の創立であつた点である。当日、講師をつとめた盛田嘉徳（大阪教育大学教授）は次のように語っている。

「ちょうど、行政闘争による保障の獲得運動が、京都ではオールロマンス事件をきっかけに起りました。それには京都の色々な具体的な背景や事情から起つたわけで、京都としての特色があります。

大阪では、いささか事情や、内容を異にしながらも、やはり行政闘争を幅広く展開しようとして、二十六年十二月一日に同和事業促進協議会を結成し、一面では話し合いをし、他面では闘うという二本だての形態（同促と府連）をとるようになりました。⁽⁹⁾」

差別行政反対闘争は一九五一年一〇月の部落解放委員会第七回全国大会で提起され、オールロマンス闘争、西川県議差別糾弾闘争、吉和中差別事件などの経験を通じてその理論も深められていく。

これより先、国策樹立請願運動が松本不当追放取消しの闘いのなかで提起され、解放委員会は一九五〇年三月に

「部落解放国策樹立要請書」を国会に提出している⁽¹⁰⁾。もっとも、この両闘争は有機的に結合されていたとはいえないなかつたようだが、松本治一郎の追放解除（一九五一年八月）を一つの転機として、その後の部落解放運動は市町村、都府県、そして国にむけて生活擁護闘争を闘う課題を中心にすえていく。

大阪府が戦後はじめて同和予算を計上したのは一九四七年度のことだが、府連あるいは府下の諸団体から陳情・請願があいつぐのは、部落解放大阪青年同盟を中心とした力で一九四八年に府会内に「大阪府部落問題協議会」を設置させた以降であった。この前後に出された申請・請願を列挙すると以下ようになる（カッコ内は申請者）。

- ① 一九四八年八月一日「同和事業作業場設置願」
（北大阪皮革品修理更生組合）
- ② 一九四八年九月一三日「部落問題に関する意見書」
（解放委大阪府連合会）
- ③ 一九四九年二月一日「要求書」
（大阪府連・向野支部）
- ④ 一九五一年六月一日「要請書」
（大阪府連委員長・栗須喜一郎）

また大阪では、一九四九年～五〇年の露店営業禁止反対闘争や一九五一年の西浜を中心とする生業資金獲得闘争、

は、この闘いのなかでも金を借ることだけに力点をおくのではなく、生業資金の獲得をテコにしてその要求も引き出し、部落大衆の生活の向上を自覚的に目指すことにこそ運動の重点をおいていた。「一部の活動家達は、アジプロのみをもってその全活動と考えている為か、地道な生活を守る闘いを軽視している為か、この生業資金についても、借りられるだけ借りて、借り倒したら、それだけ敵階級を弱める事になる。という見解で行動を進めた⁽¹⁴⁾」。しかしこうした方向について、松田や解放委員会は運動を発展させることにはならないと強く批判していた。

大阪府の同和予算は一九四七年度から減少して、五〇年度には一九一万円までおちこんでいる。五一年度二三五万円へとわずかに増加したとはいえるものの、環境改善事業に限っていえば四七年度以来一七〇万円前後の域を出ず、逆に件数だけは七件から一五件へと倍にふえているためにかえって事業の規模は縮小し、抜本的な対策がなされていなかった⁽¹⁵⁾。

こうした状態を克服し、同和事業を真に部落解放の目的にそって実施させていく必要がどうしても出てきたのである。同和事業を運動側が民主的に管理するという思想は決して戦後の、まして府同促協の発見や発明ではない。すでに

一九四九年・五一年の第一次・第二次西成経済更生会の活動などの生活擁護闘争がたたかわれ、戦後の第一の大きなヤマをなしていた。

こうした一連の生活擁護闘争で盛りあがりをもせていた大阪の運動を背景に闘争をさらに発展させる目的で府同促協の創立が考えられたことは、「差別は行政の責任である……大阪府の同和事業をもっと促進すべきである。府の同和予算を増額せよ……そのために部落の人々も関係市町村も力をあわせてやろう……その具体化のため恒常的な連絡協議機関をつくらう……」という発言からもうかがい知ることができる。

(3) 同和事業の民主的管理の実施

ただしこの場合、運動を発展させるといっても、いわゆる戦闘的な方針によって運動を引き回そうということではなかった。そうではなく、同和事業の内実を運動側のイニシアチブで握り、部落の完全解放という目的にそって実施させること、そしてその成果をできるだけ広く（当面は部落解放の思想を自覚していない層にも）波及し、その過程で部落解放の自覚をうながし立ちあがらせていく、いわばそのハズミ車としての役割を府同促協に担わせたことは特徴的である。

一九五一年に西成で生業資金闘争を指導した松田喜一

全国水平社は、融和事業完成十周年計画を批判するなかで、その反動的な意図を暴露するだけにとどまらず、「差別迫害によって突落された部落を改良する一切の経費を部落大衆自身の手で渡せ、全額国庫負担によって部落大衆の生活と部落の状態を完全に賠償せよの原則的主張」を対置していた⁽¹⁶⁾。そして具体的には、「改善費の分配や交付の全権を部落代表者会議に一任せよ」と、直接に全国水平社によるのではなくて「部落代表者会議」という第三者の機関による民主的管理を主張していたのである⁽¹⁷⁾。

また、一九四六年二月に結成された全国委員会の「行動綱領」の第二項には、「部落厚生施設の徹底の実施とその事業施設の部落解放全国委員会による管理」という、いわば運動団体による自主管理の要求さえかかげていたことは特筆すべきであろう⁽¹⁸⁾。

中西によれば、窓口一本化に共産党は『戦術的』にも『原則的』にも反対⁽¹⁹⁾であるという。だがこの点を彼らが強調すればするほど、彼らは解放運動の、そして全国水平社の歴史と伝統からますます遠ざかっていく。

彼らは、「窓口一本化」はどのような形、どのような団体であれ行政の私物化をまねくとい、「公正・平等」な同和行政はすべての住民の要求にもとづいて行われなければならないという形式論理をもち出してくる⁽²⁰⁾。

表1 大阪府同和对策関係最終予算年度別一覧表

(1947年度～1976年度)

(単位千円)

年度	総務部	企画部	主 環境部	民生部	衛生部	商工部	農林部	労働部	土木部	建設部	教育 委員会	合 計
47	-	-	-	1,896	1,131	-	-	-	-	-	-	3,027
48	-	-	-	1,656	1,131	-	-	-	-	-	-	2,787
49	-	-	-	1,946	1,131	-	-	-	-	-	-	3,077
50	-	-	-	1,606	311	-	-	-	-	-	-	1,917
51	-	-	-	1,856	500	-	-	-	-	-	-	2,356
52	-	-	-	2,756	500	-	-	-	-	-	-	3,256
53	-	-	-	13,256	590	-	-	-	-	-	-	13,756
54	-	-	-	13,306	500	-	-	-	-	-	-	13,806
55	-	-	-	11,756	654	-	-	-	-	-	-	12,410
56	-	-	-	11,530	654	-	-	-	-	-	-	12,184
57	-	-	-	17,136	654	-	-	-	-	-	200	17,990
58	-	2,400	-	17,892	654	-	-	-	-	-	200	21,146
59	-	2,400	-	29,905	654	-	-	-	-	10,219	200	43,378
60	-	2,400	-	35,719	777	-	-	-	-	-	7,420	45,315
61	-	2,400	-	68,282	873	-	-	-	-	12,000	16,600	100,155
62	120,000	2,400	-	88,357	931	-	-	-	-	7,457	44,178	263,383
63	150,000	2,400	-	118,960	997	-	-	700	-	8,364	57,448	338,869
64	-	2,400	-	190,446	3,804	-	-	988	-	224,580	62,752	484,970
65	-	2,400	-	222,303	4,389	-	-	988	-	499,124	69,992	799,196
66	-	2,400	-	264,417	1,100	22,972	25,922	6,418	-	659,007	97,771	1,086,007
67	-	23,157	-	384,017	18,532	118,152	87,337	242,843	-	981,020	134,977	1,990,635
68	-	28,429	-	603,905	92,170	342,940	146,225	44,186	60,000	1,361,000	215,820	2,894,675
69	-	37,634	-	1,217,013	163,178	859,731	298,624	83,500	363,380	2,288,581	710,977	6,022,618
70	-	1,555,680	-	1,381,250	131,759	1,079,614	728,020	144,432	620,000	2,343,800	1,813,603	9,798,158
71	-	2,100,538	12,078	2,321,171	626,034	852,996	183,698	126,494	620,000	3,352,204	4,065,656	14,260,869
72	-	2,337,188	30,000	4,066,101	1,620,269	1,011,879	1,331,340	405,635	1,044,770	4,245,301	5,069,077	21,161,550
73	-	2,737,544	31,000	7,084,453	1,601,099	951,700	1,132,388	139,133	1,553,000	4,366,270	5,358,166	24,954,753
74	-	3,572,492	24,578	9,439,241	1,008,220	1,026,112	528,180	187,472	1,467,000	6,089,447	6,593,925	28,844,667
75	-	2,950,129	32,000	7,701,661	1,247,265	568,949	899,199	193,030	1,210,700	4,557,715	7,302,570	26,663,218
76	-	3,108,453	20,000	5,872,555	1,134,320	498,448	457,958	212,379	783,000	3,785,419	6,259,927	22,132,459

(注) 1976年度のみ当初予算
(出典) 『大阪府同和事業促進協議会史』P. 218

また中西が、府同促協の創立について「府当局は、部落解放運動が行政にむかって攻めこんでくるのではなく、運動と行政が一つになってやれば、これにこしたことがないという方針であった」という点については根本的に疑問がある。

大阪府の当時の同和行政は「ねむっている子を起す(な)というギマンと責任のがれの見解を固執することにより一般行政の中でやるといふ大嘘を言っている」たのであり、運動を融和的に懐柔するほどの積極的な姿勢さえもっていない。

事実、大阪府会の本会議や各委員会においてしばしば指摘されていたのは同和行政にたいする府の消極的な姿勢であり、当時の府の姿勢を中西のごとく高く評価するのは思ひすぎである。

ここには、ちょうど「同対審」答申を解放運動の闘いの成果とみることで済ませずに政府・自民党の意図ばかりに注意を向けたと同様な、府同促協の創立を大阪における解放運動の発展の中で生み出されたものとみない誤りのあることがわかる。

府同促協の創立について、寺本知は「これはあくまで解放運動の一環としての行政闘争にはかならなかつた。そして、行政促進のための具体策として、恒常的な連絡機関を

つくり出すということから、協議会への設立準備委員会が数名選出された」とのべている。

また盛田は、「我々の日常生活闘争をどのように、効果的に展開すべきか」が議論となり、「闘うべき時は、勿論、決起して闘わねばならない。しかし、行政に保障させねばならぬわけだから、話し合いの中で行政に理解、納得させていける限りは、話し合せて保障させて行こう。これも闘い方の一つだ。」という意見になったという。この要旨あたりが、当時の活動家の思いを正當に伝えているように思われる。

(4) 組織の力量について

だが、同和事業の民主的管理をめざしたのであれば、解放委員会のもとで直接に管理・運営を行う方法(ちょうど解放委員会の創立当時にそのスローガンに掲げたように)も考えられる。しかし、実際には府同促協という第三の機関を創立し、これを窓口とするにいたった背景には当時の大阪の解放運動がかかえていた歴史的な事情を見なければならぬだろう。

当時、大阪市の職員であった中谷淑昌は次のように府同促協の創立について書いている。

「行政機関にも同和問題取上げの兆が伺えるようになると、在来部落解放委員会大阪府連としても行政を地区の実

態の上のせていくためには、同委員会の現況では行政と
対応する姿勢がとれない……」。そこで、府連とは別個に
府同促協の創立が必要になったという⁽²⁶⁾。

当時の解放運動は、大阪に限らず必ずしも各地区に強固
な支部を組織し、強い基盤をもっていったわけでなく、同志
的なグループの結合にすぎなかったといわれるほど弱体で
あった。事実この時点まで、大阪府連の名称はありながら
も府連大会をひらくだけの組織力をもってはいなかった。
当然、府下各地の差別の実態や要求を具体的に把握できて
いたとはいえない。

そして、当時の解放運動の力量から、一定の妥協の産物
として府同促協という協議機関を設け、ここで大阪府と同
和事業について協議しながら執行するという体制をつくり
だした。大阪府連としては、大衆的な決起によって行政と
交渉をもってその要求をのませていくだけでなく、その確
認させた事業を執行する段階においても府同促協を舞台に
してその事業の内実を聞いていくという路線をとったので
ある。

一九五三年度の府連大会の活動方針書が「大阪府連に於
いても自己の主体的条件と力関係を考慮して一昨年先づ大
阪府同和事業促進協議会を結成せしめた。之は従来の融和
団体化を図るものでなく、そのイニシアチーブは解放委が

府会民生常任委員が名を連ねているが、その中には、
日本共産党の当時の府会議員であった三谷秀治の名前
もある。

- (7) 寺本知「部落解放につながる同和行政推進をめざし
て」(府同促協「創立二五周年記念式典」二三頁)
- (8) 中西義雄「部落解放への新しい流れ」(部落問題研究
所、一九七七年)五九頁
- (9) 盛田嘉徳「戦後大阪の解放運動史」(「部落解放」第三
四号・第三回部落解放夏期講座報告書、一九七二年一
二月)一一〇頁
- (10) 「部落問題」第一四号(一九五〇年四月)
- (11) 東上高志が「松本追放反対闘争はこの様に盛りあがっ
た生活擁護闘争のなかでこそ闘われるべき」であった
と総括しているのは、今日の狭山闘争と措置法・地名
総鑑の闘いを総括するうえにも意義がある(「戦後部落
解放運動略史・その二」「部落」第五二号、一九五四
年四月、二八頁)。
- (12) ②は「府同促協史」、①③は「大阪市同和事業誌」(「
④は同(二)四四八頁)。
- (13) 寺本知「創立二五周年記念にあたって」(府同促協「創
立二五周年記念式典」)。同パンフレットでは西尾寿一
の発案のように書かれているが、これは当日の各氏の
発言を西尾が総括したものであったとの補足を寺本か
ら得たので、ここに付記する。

握り、解放委の方針によって運動の一部である行政闘争の
場として成立したものである。とのべているのは、こうし
た事情をさしていたのである。

注(1) 北河内昌夫「大阪市同和事業誌」(「大阪の同和
問題」一九六一年一〇月一五日)では創立総会は大手
前会館で開かれたと書かれているが、ここでは「府同
促協史」および寺本知「大阪の行政闘争と府同促につ
いて」(「部落解放」第四八号、一九七三年二月)に
したがった。また、創立年月日について、部落解放同
盟中央本部編「部落解放運動五〇年史年表(草稿)」
では一九五一年一月となっているが、これは訂正し
ておきたい。

- (2) 「府同促協史」資料編の「役員一覧表」(三七七頁)
には「昭和二十六年度および昭和二十七年年度」として
現資料のなかで最も古いと思われる一覧表を示してい
る。しかし(註)にも書かれているように、これが創
立当初のものか昭和二十七年年度のものかは確認され
ない。読者の御教示をお願いしたい。
- (3) 「一九五六年度定例総会(第五回)報告並に議案書」
のうち「第三号議案・規約の改正について」(二二頁)
- (4) 「府同促協史」三八三頁
- (5) 同右三八三頁
- (6) 同右三七七頁。ちなみに、創立当時の参与として大阪

- (14) 「ルポルタージュ・西浜」(「部落」第五六号、一九五
四年九月)三四頁
- (15) 「府同促協史」五四〜五五頁(表⑥)
- (16) 「融和事業完成十ヶ年計画の批判」(「水平新聞」一
九三五年九月五日)
- (17) 「一切の要求は政府へ・要求はキツト徹る」(「水平新
聞」一九三六年十一月五日)
- (18) 「府同促協史」四四一頁
- (19) 中西義雄「部落解放運動の歴史と理論」四二八頁
- (20) 中西は、全国水平社の「部落委員会活動に就いて」
(一九三四年)から、「注意しなければならぬこと
は、決して全国水平社に加入した者、また、全国水平
社に好意を持っているものだけにかぎらず、あくまで
全部落大衆の世話役として活動しなければならぬ。そ
うでないとかえって大衆の反感を買うようになり、全
国水平社と部落大衆とを切り離す結果になるからであ
る」の部分を引用している(「部落解放への新しい流
れ」五一頁)。まさにその通りである。だが問題の核
心は、そのことと同和事業の民主的管理の思想は矛盾
しないこと、全国水平社はその両者を統一して理解し
ていたこと、中西においては対立し矛盾したものとと
らえられていること、にある。
- (21) 中西義雄「部落解放運動の歴史と理論」一三六頁
- (22) 「部落解放委員会大阪府連大会議案書」(一九五二年)

(23) 「これらの事業対象は、その環境の改善であり、厚生福利事業であります、ところがこの事業に対するきわめて本府の理事者の熱意というものが疑われるわけであり、担当委員がモデル地区の設定を陳情いたしましたところが、国の予算の補助の裏付けがないから本府としてはやれないのだという理由で、これを聞いておとなしいのであります、地方自治体確立の精神からいって、中央の補助金なければ事業がやれないというようなことでは、民選知事赤間府政に対するわれわれの支持は熱意を失うものであります、たとえ国庫補助がなくても、本府として当然取上ぐべき事業については、予算を通されて、あらゆる面のむだを省いて、積極的な熱意をもって事業完遂に努力すべきはずだと思ふ。」(大阪府会速記録「一九五四年民生常任委員会・第一号、六頁」)

- (24) 寺本知「大阪の行政闘争と府同促について」(前掲書)
- (25) 盛田嘉徳「戦後大阪の解放運動史」(前掲書)
- (26) 中河内昌夫「大阪市同和事業誌(一)」(前掲書)
- (27) 「一九五三年度活動方針書(草案)」八頁

〔2〕 府同促協の果たした役割—第一期

(1) 解放運動へのテコ入れ
府同促協がその創立第一期においてはたした歴史的な役

きたことであつた。⁽²⁾「常に組織的な弱さになやんでいた」大阪の解放運動を「組織的にも財政的にもテコ入れする目的をもって」府同促協を創立したのだと、その後の第六回の府連大会でものべられている。⁽³⁾

府同促協が創立とともに手がけたのは、府下の各地区の実態調査と対大阪府の請願運動の展開であつた。

まず一九五二年一月から一月にかけて全理事が手付けをして府下各地の実態調査を行い、この成果をまとめて一月一三日づけで大阪府に請願書を提出した。このとき実態調査に入った地区は堺、貝塚、泉佐野市、南中通村、鳴滝村、淡輪村、多奈川町、矢田村、布忍村、埴生村、道明寺町、富田林市、八尾西部、大阪市内十二地区、西能勢村、歌垣村、東郷村、豊中市、池田市、東能勢村、吹田市、茨木市、富田町、豊川村であつた。⁽⁴⁾

府同促協と大阪府連は、その後一九五三年二月と五五年八月にそれぞれ請願運動完遂大会をひらき、府同促協は五四年一〇月、五五年八月にも大阪府(または府会議長)あてに要請書・請願書を提出している。⁽⁵⁾

このうち一九五二年の請願書は府下三三地区について差別の実態と緊急の要求項目を具体的に提示している。これを項目ごとに整理すると(表2)のようになるが、環境改善、なかでも住宅の新・改築、上下水道の整備が圧倒的に

割とは、大阪における解放運動の行政闘争になったことである。この時期には、解放委員会ではなく府同促協が部落の実態調査を実施し、要求をまとめ、請願運動を組織していく。

このことは、そのころ解放委員会の未組織の地区、あるいは地区内の保守的な層を含めて府同促協の影響下に組織し、一挙に全府下のな立ちあがりをつうがしたということである。

「行政闘争をになった」という表現については、あるいは疑問が出されるかもしれない。なぜなら、本来は行政闘争は解放運動の一形態であつて解放委員会がになうものである。また、前章でも府同促協は「同和事業を促進」することを目的として創立されたのであり、会則にもそう規定されていると説明しているからである。

だが、実際に府同促協が果たした役割は、まさに解放運動の行政闘争部門を担当したともいうべき大きなものがある。府同促協の任務は、創立時の主観的な意図をはるかにこえて大きなものとなつた。

府同促協の創立が大阪の部落解放運動に与えた好影響の典型は、府連が府同促協の書記という形ではじめて常任活動家をもつことができたことであり、府同促協創立の翌年、一九五二年になつてはじめて府連大会を開催することがで

多く、これに生業資金の要求、不就学対策を含めた教育要求が強い。

(表2) 1952年「請願書」要求項目

環 境 改 善	住 宅 道 路	15
	上下水(ガス)	7
	共同浴場	18
	公民館(集会場)	6
	防火施設	5
産 業 ・ 職 業	区画整理(治水)	3
	生業資金	5
	授産場(内職)	12
	共同作業場	6
	農業・酪農	4
教 育	造成・私下げ	2
	失対事業	4
	教育(不就学対策)	8
	公園・運動場	3
そ の 他	青少年(会館)	7
	保 育 所	3
診 療 所	診 療 所	11
	そ の 他	2

「同和事業に関する要求書」(『府同促協史』398頁)より作表。

また一九五五年の請願書では要求事項を失業者対策、部落農村対策、中小業者・手工業者・零細業者対策、税金対策、青少年対策、教育対策、住宅対策並環境改善対策、婦人対策の八項目にわたって提示している。⁽⁶⁾

ところで一九五五年度府連大会の議案書によれば、その当時に支部の組織が確立しているところ、またはかつて支部員の登録がなされていた地区はわずかに十地区(西成、堺、中城、水本、北条、野崎、向野、出野、下田、大園町)にすぎない。⁽⁷⁾

また、一九五七年の第六回府連大会はその組織について、「支部が確立されている地区、堺、西成、浪速の三支部にすぎず、解放旗を守っている地区は前記の外向野、水本（最近支部が確立された）を加えて五地区にすぎない」とのべている。⁽⁸⁾これにくらべると、請願運動がまきこんだ府下市町村の範囲は格段に広く、五二年には六四地区のうち六二地区をその影響下においたといわれる。⁽⁹⁾このことは、府同協の影響が当時いかに大きかったかを示すとともに、それが解放委員会（ないしは解放同盟）の組織化・支部建設へと必ずしも転化していない当時の大阪の姿をあらわしている。

この間、府同協は下からの要求のもりあがりやうながすために豊能郡、鳥飼村、豊中市の各同協を結成したのをはじめ（一九五二年）、植生村同協（一九五五年）を結成する。また組織結成にいたらぬ地区では協議会や決起集会を開催し（一九五三年に矢田、東平野、杉原、下田、中城、西郡など）、要求の組織化につとめた。

このような同協の活動として展開された解放運動の影響力は、その後大阪府下への運動と組織の発展に大きな下地をつくった。

ところで大阪府連は、この請願運動について「大阪に於けるこの行政闘争は他府県に比し一つの差別事件を契機と

一月には府連とともに同和事業、住宅対策、浴場対策の三委員会を結成した。

施設の民主的管理・運営としてまず手がけたのが大阪府同和地区共同浴場連合会の結成（一九五六年四月）であった。

戦後の同和事業のなかで、共同浴場の新・改築は大きなウェイトを占めており、件数にして一九五一年度までの大阪府の環境改善事業の三分の二を占めていたが、⁽¹⁰⁾その多くは個人に請負わせて経営されており、経営は必ずしも思わしくなく、また個人の犠牲のうえにようやく成り立つなどの問題をかかえていた。⁽¹¹⁾

もっとも、共同浴場の建設は安くて清潔な風呂を提供するという目的だけから建てられたのではない。

当時、松田喜一は「文化温泉をたてた目的は個人生活の改善規正ということにあった」とのべている。⁽¹²⁾つまり「町の人を一つの生活的なものに結びつけ、この経営に協力参加させることによって、町全体を一つにまとめた運動に組上げようとするのが浴場のねらいだった……大衆の集団的な民主的な動きの中で、最も科学的な運営を通じて更に生活全般の問題を解決するところの気風を作り上げる。……そこでフロは何のために建っているかということから、その生活を反省させ、それを改善するような教育啓蒙活動

した盛り上りでなく正面から請願運動を打ち出した。どこでも、何時でも闘える道を示したがその反面大衆的な盛り上に於ける弱さが今日露呈している。」と、きびしく自己批判している。⁽¹⁰⁾

大衆的な盛り上りが弱かったという点についてはなお幹部請負いが多かったことを示しているが、同時に請願運動という形態は大阪府連としての組織が弱い当時あっては最も広汎な層の部落大衆をまきこみうる、その意味ではもっとも大衆的な闘争形態でもあった。

この請願運動の最大の成果はこのような影響力の拡大にあったが、もう一つの成果は大阪府の同和予算が大幅に増加したことだろう。一九五二年までは二〇〇万円から三〇〇万円前後であった額は、一九五三年度には一挙に一三〇〇万円にまで増加し（表1参照）、また同和事業の実施される地区も、以前の一五地区前後から三〇〇四〇地区へと拡大していったのである。⁽¹¹⁾

(2) 民主的管理の実践

同和予算の増加にともなって、府同協の本来の任務ともいうべき同和事業・施設の民主的管理・運営の課題が登場してくる。

すでに一九五五年に府同協は事業別の分科活動と専門委員会の結成を提起して各理事をわりふった。また五六年を積極的にやる「べきだとした」⁽¹⁵⁾

また堺では、市営の協和湯を協和町営にするために払い下げを受け、財団法人協和会として運営するようになった。その結果銭湯の料金は値下げし、しかもその利益を町民委員会の活動の経費にも当てるようになったという。⁽¹⁶⁾ところで、「運動ときり離れた経営は考えられない」と同時に、「採算を度外視した経営は、それ自体が自滅であるばかりでなく運動をも台なしにさせることになる」⁽¹⁷⁾。

ここには、運動の成果である同和事業を部落解放の自覚と運動の発展に結びつけていくという、いわゆる民主的運営・管理の問題が端的にあらわれている。こうした経験を各施設にひろげ、その成果を府下全体のものにしていくことは府同協に課せられた大きな任務であり、共同浴場連合会の試みはその一つであった。

またこの時期には、「大阪府医療機関連絡協議会」も結成されて診療事業の協同化をはかったほか、保育事業についても懇談会をひらいたりしている。

こうして同和事業を自らの手で管理し運営していくという活動は、これまでの各地域での経験を全府下に及ぼされ、部落解放運動の貴重な財産となっていく。その中心にあったのが府同協であった。

(3) 青年・指導者の養成

この時期、府同促協がその後の解放運動の発展のために果たした役割の一つとして忘れてはならないのは地区青年幹部の養成、行政関係者の啓発、同和教育指導者の養成をおこなったことである。講習会や研修会を主催したり、懇談会をひらいたり、その活動は多岐にわたっている。

いま、大阪府主催のものを含めて主だった講習会の講師、講演内容を示すと以下の通りである。

- ① 一九五二年八月一八日～一九日 大阪府連・大阪府教委・堺市教委・府同促協共催「同和教育指導者養成講習会」
 - 木村京太郎「部落解放運動の展望」
 - 盛田 嘉徳「同和教育の在り方」
 - 岡本 清一「近代民主主義と部落問題」
 - 藤谷 俊雄「部落史に就て」
- ② 一九五二年九月一六日 大阪府教委・市教委・府同促協共催「同和教育研究討論会」
- ③ 一九五二年一〇月一日「府同和事業中堅幹部養成講習会」(府民生部主催)
 - 盛田 嘉徳「これからの同和教育の在り方」
 - 中村 慶範「同朋思想の発展の経路」
 - 坂口 慎造「部落を解放するに当ってどんなことを実行すべきか」

として出発したはずの当初の任務をはるかにこえて、直接に解放運動の一部をになうところまで拡大していったことは以上の通りである。

これは当時の解放運動の組織の力量からは避けることはできなかったし、府同促協の活躍が大阪の解放運動を推進していったという側面を見逃してはならないだろう。

と同時に、この府同促協と解放運動のあり方は運動の一定の発展段階でその解決が求められてくる。すでに一九五三年の府連大会では、「解放委活動の大半が同促協と密接な関係でなされた。そのため一部に於いては同促協をもって解放委に代るものとの幻想を生んでいる」と指摘している⁽²¹⁾。

一九五五年の府連大会では、府同促協を組織した成果にふれつつも、「府連の活動は……現在この(府同促協の(引用者註)事業や団体のうえにのっかってしまっている)従来この事業をもって部落をひきつけようと考えていたため、部落の問題をなんでも同和予算と結びつけようと、同和予算をめぐっての運動に終始してきた。……大衆もまたその人達にまかせておけばよいと思はれている同和予算の運動だけに熱中しているかぎり、われわれの団体は広汎な大衆に信頼されない」と、批判している⁽²²⁾。しかしこの段階では、府同促協と解放同盟のあり方や、同和事業は

和島 岩吉「部落問題に関する所感」

- ④ 一九五三年一月二日～三日「第四回大阪府同和事業中堅幹部講習会」(府民生部主催)⁽²³⁾
 - 松田 喜一「現在における部落解放問題について」
 - 木村京太郎・盛田 嘉徳
 - ⑤ 一九五四年八月一日～二日「第五回大阪府同和事業中堅幹部講習会」(府民生部主催)⁽²⁴⁾
 - 井上 清「解放運動と融和事業に就いて」
 - 小林 茂「大阪府における同和事業について」
 - ⑥ 一九五六年九月二日 府同促協主催「同和问题講習会」(来迎寺)⁽²⁵⁾
 - また、同和地区青少年野球大会(一九五三年から)や大阪府青年文化祭(一九五七年)などの文化スポーツ活動にも力を入れ、大阪府同和青年協議会の結成(一九五四年一月、会長・吉田勝義)をはかるなど、青年活動家の養成をたえず行っていたのも、府同促協が解放運動を組織的、財政的に支えていった一例である。
- 府同促協は一九五三年五月に結成された全国同和教育研究協議会に大阪府教育委員会・大阪市民主教育研究会などとともに発起団体の一つとして加わっている。

(4) 府同促協と解放運動のあり方

これまでみてきた第一期の府同促協の活動が、協議機関

どうあるべきかといった肝心の議論を避けて、「大衆団体として大衆の利益を守るいろいろの闘いを発展させる中で、行政闘争を吹き上げる」ことが必要だと、いうまでもないことでお茶をにごしてしまっており、議論は発展していない。

戦後すぐの大阪の部落解放運動が部落解放大阪青年同盟によって事実上になられたように⁽²⁶⁾、この時期には府同促協によって解放委員会の活動がなわれたともいえる状況があり、実際にも府同促協の理事の多くは大阪府連の役員とも重複していた。そのことが後に「ひさしをかしておもやをとられた」と比喩されるようになったのである⁽²⁷⁾。したがって先にふれた運動側からの批判は、実は当時の解放運動をになっていた活動家の自己批判、自問自答ともいうべきものである。なにか全く異質の二つの組織のあいだでの批判とみるならば当時の大阪の運動を正しくとらえることにはならないであろう。

そしてこうした苦悩の中から、解放運動として府同促協をいかに強化し、有効に活用していくかが問われていくのである。

府同促協と解放同盟の関係、同和事業のあり方について一定の総括をし、新たな方針をうちたてたのは一九五七年一〇月にひらかれた第六回府連大会であった。なおこの大

会は、府同促協との関係を整理したという点だけでなく、その後の市内ブロックを中心にした闘争の基点ともなり、組織・財政面での総括もおこない、画期的な大会となった。⁽²⁵⁾

第六回府連大会は問題点をつぎのように整理している。

- ・府同促協を創立したことの肯定面
- ・大阪府の同和予算の拡大
- ・地元有力者などの府同促協への結果
- ・府連活動の強化
- ・(同じく)否定面
- ・同盟が主体性を失ない、同促協の中に解消
- ・改善主義的偏向

・その原因

・府連の活動が大衆と組織的に結びついていないこと

府同促協の現状については、十分なものではなく、予算の配分などの事業の実施面についてもほとんど関心をもたず目的意識的に取り組んでいないときびしく批判している。そしてその原因はむしろ運動側であり、同盟の指導者が大衆との結びつきが弱く、また行政闘争の原則である末端市町村との闘争が軽視されていたことなど、解放運動の弱さが府同促協に反映したと指摘した。

- (3) 初めでの府連大会ということであって、これを非難するのはなにかの誤解にもとづくものである。
- (4) 『第六回府連大会討議資料』二頁
- (5) 『府同促協史』二四七頁
- (6) 同右三九四頁
- (7) 同右四一七頁
- (8) 『一九五五年度府連大会討議資料』一四頁
- (9) 『第六回府連大会討議資料』一頁
- (10) 『一九五三年度部落解放大阪府連合会・活動方針書(案)』八頁。残り二地区とは松原と島本をさすものと思われる。
- (11) 『府同促協史』五四頁～五五頁(表6)
- (12) 同右八八頁(表10)
- (13) 「懇談会・部落施設の民主的運営について」(「部落」第七四号、一九五六年三月)二四頁
- (14) 同右、二六頁
- (15) 同右、一五頁、一六頁、二五頁
- (16) 「ルポルタージュ・伝統の町のド真ん中」(「部落」第四七号、一九五三年一〇月)二九頁
- (17) (13)と同じ、二二頁
- (18) 「同和教育指導者養成講習開催について」
- (19) 北河内昌夫「大阪府同和事業誌(三)」(「大阪の同和問題」一九六一年一二月)

府連第六回大会における総括の特徴はここにあった。府同促協を運動の発展のテコにし、融和政策のとりこにならないためにも、結局は解放運動の力量にかかっているという視点こそ、総括の根本であった。

ここからすべての活動家は必ずなんらかの大衆的な組織に入り大衆を基盤とした活動を行うことが提起され、同和事業もまた大衆団体の要求にもとづいて実施されるようにつとめ、府同促協の「事業及財政支出については大衆を組織する活動(同盟活動)を強化するために計画させること」⁽²⁶⁾が必要であるとされたのである。

注(1) 府同促協の議案書から書記手当を見ると次のようにな

る。

- 一九五二年度(決算) 一〇五、〇〇〇円
- 一九五三年度() 二四三、〇〇〇円
- 一九五四年度() 三八二、〇〇〇円
- 一九五五年度() 三二四、〇〇〇円(二名分)
- 一九五六年度() 二九七、〇〇〇円(二名分)
- (2) 中西は「大阪における部落解放運動」(前掲書)で二度にわたって、(大阪の解放運動が停滞していた証拠のように)一九五五年になってようやく府連大会がひらかれたとべている(一三一頁、一三八頁)。これは、部落解放委員会が部落解放同盟に改称されてから
- (20) 府同促協各年度定例総会議案並に報告書
- (21) 「一九五三年度部落解放大阪府連合会・活動方針書(案)」八頁
- (22) 「一九五五年度府連大会・討議資料」一八頁～一九頁
- (23) 『府同促協史』一八頁～二二頁
- (24) 大阪府連「第二〇回大会決定集」四五頁
- (25) 『第六回府連大会討議資料』一六頁～一八頁
- (26) 同右一八頁

[3] 府同促協の独自の任務―第二期

(1) 府同促協の性格をめぐって

解放運動の内部で府同促協と同盟の関係はいかにあるべきかとして展開された議論(実は、解放運動の発展にとって府同促協の任務はなにかという議論)は、府同促協の内部では協議会の性格、同和事業の停滞を克服する課題として提起される。

すでに一九五五年の定例総会では、府同促協の性格について次のように規定している。

「本会は財政面や組織形態から明らかなように、部落の政治的・経済的諸要求を持った社会運動(解放運動)を担当する大衆団体ではないし、また同和行政を行う当局の下請機関でもない。即ち同和事業や運動を直接行うものでな

く、それらを正しく促進させるため行政当局や関係者及関係諸団体に必要な資料の提供、施策の助言または当事者を教育啓蒙する事業組織である。」

財政面とは、府同促協の歳入が大阪府の助成金と関係市町村の分担金から成り立っていることをさし、組織形態というのはいまでもなく、地区代表と関係市町村代表から府同促協が構成されていることを示している。当然のことながら、このような組織形態、財政的基盤では、直接に大衆運動を担うことはできない。また、それを目的に組織されたのではない。

だが府同促協は、この一九五五年以後も大阪府連とともに(あるいは組織力の弱い大阪府連にかわって)差別事件や行政闘争・生活擁護闘争(奈良・河合村木下村長差別事件、大阪新聞社の差別事件、金属屑営業条例反対闘争)などを直接にも担わざるをえず、五五年年度の総会での提起は実践的に解決したとはいいたい。

事実、大阪府連の第六回大会は金属屑営業条例反対闘争について、「この闘争を支えた力は、部落の下積に置かれている小買人であり、典型的な部落解放闘争の形態をとっていた。ところがこの闘いに対して、幻のような存在となっていた同盟は当然、組織的に取り組めず、ただ小数の活動家が、その政治的良心を頼りにこの闘いの先頭にたった

一九五七年度には、新しく保育所連絡協議会を結成した(会長||浪速区栄保育所・上田官治)。またすでに前年度に結成されていた共同浴場連合会、医療機関連絡協議会をひきつづいて開催した。さらにこの年度からは自動車講習会を府下各地で実施し、解放運動から出てきた要求であった自動車免許取得の闘い(車友会)を同和事業の上にした。

またこの間、府同促協は各地区ごとに問題別に懇談会や対策会議を開くとともに、各行政関係者に対しても懇談会や陳情、話し合いをもって啓蒙や同和行政の促進、円滑化をはかっている。

この時期、解放運動は大阪市内を中心に組織を確立し、住宅闘争(浪速・西成・住吉など)、生業資金獲得闘争(矢田など)、教育闘争(日之出、矢田)などを展開する。広汎な要求闘争を組織できたのは、府連の指導の下に要求別組織を結成し、ここに広汎な大衆を組織しえたからであった。

部落解放同盟は一九五七年一月の第一二回全国大会で国策樹立請願運動を国民運動として展開することを決定する。

大阪では一九五九年二月と六〇年一月に部落解放行政の確立を求める大会を開催するが、これに先立ち一九五八年

だけであった。又この闘いを前にして、同促協の限界がはっきりあらわれた」と総括している。

一九五七年の府同促協第六回定例総会では同和事業の停滞が議論の焦点となり、その原因として

- ① 同和事業が地区大衆全体の問題となっていないこと、
 - ② 同和事業が環境改善中心に偏っていること、
 - ③ 関係市町村が同和問題に消極的であること、
 - ④ 大阪府の同和行政が民主性を欠いていること、
- などをあげた。そしてこうした課題を克服するために提起された方向とは、

- ① 生活要求を積極的にとりあげられる指導者、活動家を生み出すための教育啓蒙活動を強めること、
- ② 地区の既存施設を生かし今後の事業の発展を促すために事業別の協議会を結成すること、
- ③ 関係市町村に同和問題協議会を作らせて同和行政の民主化をはかること、
- ④ 全国的にも遅れている青年婦人の活動家を養成すること、

などであった。

こうして大衆組織である府連とは別個に、府同促協の独自の任務を徐々に明らかにしていく。

(2) 請願運動の展開

一月と五九年八月にそれぞれ大阪府知事にたいして「同和行政の確立と予算増額に関する要請書」を府同促協が提出している。

このうち五八年に赤間文三府知事あてに出された「請願書」には、各支部からの同和事業の申請書が添付され、その件数は「四十三件、一億一千二百六十九万三千九百四円」にのぼったという。これは一九五二年度の請願書(三四地区)にくらべて大きく増加している。

『府同促協史』資料編には、このうち現存する三七地区からの申請書のせられているが、この内容を整理すると(表3)のようになる。

(表3) 1958年「請願書」要求項目

環境改善	宅路	27(+12)
	水道	25(+28)
	上下水(ガス)	18(0)
産業・職業	公共施設(集会場)	22(+16)
	墓地整備	15(+10)
	防火区画整理	6(+6)
教育	生業資金(内職)	2(-6)
	授産場(工場)	5(-1)
	共同作業(酪農)	5(-5)
その他	失対業	9(+3)
	教育(不就学対策)	4(-3)
	奨学(運動場)	1(-1)
その他	公園(会館)	10(+7)
	青少年(会館)	1(-6)
	保育所	7(+4)
その他	診療所	11(0)
	その他(美容院他)	6(+4)

()は1952年「請願書」の要求項目との増減(別紙)同和行政の確立と予算増額に関する要請書(『府同促協史』419頁)より作成。

なおこの時期、府同促協は法人化をはかりその社会的基

盤を一層確実なものにするともに、各地区の大衆的な要求をくみあげるために部落協議会、地区協議会の設立をはかっていく。府連組織は六〇年以降になってようやく府下へ拡大していく。

注(1) 『府同促協史』二五三頁

(2) 『第六回府連大会討議資料』二頁

(3) 『府同促協史』二六六頁〜二七〇頁

(4) 同右二七一頁

(5) 同右八八頁

(6) 同右四一八頁

(7) 同右四一九頁〜四二六頁

〔4〕運動の発展にともなう矛盾―第三期

(1) 国策樹立の請願

一九六一年三月、部落解放同盟第一六回全国大会では全国的な請願運動を展開することを決定し、六月には「部落解放国策樹立請願運動の方針」を決め、九月から一〇月にかけて請願大行進が日本を縦断した。大阪府連からはこの行進隊に上田卓三（現府連委員長）など七名を派遣するとともに、九月二八日から三日間西日本隊を迎えて各地で決起集会、部落集会をもった。

これに先だち、八月二四日には大阪府請願委員会が結成

され、府同促協もその一員として参加する。九月二日には大阪府請願委員会が結成され、対大阪府・市交渉を展開していった。

この間、大阪府下各地でも請願委員会の結成があいつぎ、大衆的な盛り上がりをつくり出していく。七月七日に豊中市岡町で部落集会所が開かれたのをかわきりに、府同促協の議案書で確認できるだけでも一四市町村・二四地区で部落集会・請願委員会が組織された。また府下関係部落の七〇%が請願書を市町村に提出したといわれるから、その数は四〇数地区にのぼったものと思われる。こうした成果をふまえ、一九六二年二月に府連がひらいた「部落解放行政要求完備部落民大会」には二支部一五〇〇人が結集した。一九六〇年のころ安保改定阻止大阪統一行動に参加したのが一五支部・六〇〇人であったことを考えれば、この間の組織的力量の拡がりを知ることができる。

請願運動を通じて従来の環境改善中心の要求が生活的要求にも関心が広がったり、大阪府の同和予算も大幅に拡大した。また大阪府連の闘いも、一九六〇年の西郡差別事件以降は府下にもひろがり、和泉、蛇草、光明町、沢良直、松原、富田林、樫井などで支部が組織されていく。

(2) 民主的管理・運営の強調

この請願運動は以上のような多くの成果をあげたが、同

時に問題も多しとして、府同促協は「戦後、建設された浴場・診療所・共同作業場・保育所・隣保館等の同和施設は、その運営管理を通じて、部落大衆に部落問題を認識させ、権利意識を高め、自主的な生活改善を促進させることを目的としているが、実際には地区幹部の善意による運営だけに止まり、従って部落大衆にとっては、恩恵的な事業（融和事業）としか受けとられていないものが多いことも明らかにされた。」と指摘した。

一九六〇年五月、部落解放運動の全国的な高揚のまえに政府・自民党のテコ入れで全日本同和会が結成される。また、一九五九年五月には同和問題閣僚懇談会で「同和対策要綱」を決定し、モデル地区を選定するなど融和政策の強行をはかった時期であった。

従って府同促協においても、単なる事業量の拡大だけではなく、民主的な同和行政の推進、地区施設の運営の民主化が強く指摘されたのである。具体的な事例を、府同促協の議案書の中からひろってみよう。

一九六一年度から始まった生業資金貸付は「貸付額が余りにも少額すぎる事と、その事業についての積極的な援助指導が弱かったために成果を上げることが出来なかった。」

「土地と仕事と近代的な職場」の問題についてまだまだ関心が弱く、「部落の人々が行政事情（予算の仕組み、行

政の内容等について）にうとい。」

「住宅建設の殆どが住宅地区改良法に基づいて行われている……部落の実状を無視した現行の改良法では早晚全体としても行きつまる。」

「部落の封建的な旧い秩序と矛盾を起し、部落内で分裂がおこされているような現象を与え、融和主義思想を表面に浮び上がらせた。」

生業資金の「一部幹部による非民主的運営のため、利用者の中に混乱が生じ対外的にも批判される事態がありました。」

もちろん、こうした否定的な現象は解放運動の発展と同和事業への関心の高まりから出てきた矛盾であり、住宅の入居や生業資金の借入など同和事業が個人個人の利害につながる要求へと深化してきたことの反映でもあった。

府同促協と府連は、生業資金の枠を五万円から一〇万円に拡大させたり、住宅建設も二寝室から三寝室へと広げる要求をつきつけて部落の実状に合った同和事業を要求していくとともに、「同和施設（浴場・診療所・保育所・共同作業場・隣保館等）の利用者団体をつくり、民主的な運営管理の促進・連帯性の強化・権利の自覚と生活上の意欲増進を図る」との方向で問題の解決をはかろうとした。

また、府下市町村ではこの時期、同和事業の拡大にも

なつて「部落の要求は不当なもののような錯覚に落ち入り……議会関係者が部落だけに事業をやるなどという差別的な行動」¹³があらわになつてくる。

このため、大阪府としての同和行政のあり方を示し、今後の総合的な施策を審議する場として「大阪府同和対策審議会」が一九六四年二月に発足し、府は「大阪府下の同和問題解決のため、府として如何なる施策をとるべきか」を諮問した。

府審議会には府同促協からも委員をおくり、その後の大阪府の同和事業の推進に大きな影響を与えることになる。

(3) 同促協への批判

この時期、解放運動と同促協のありかたがあらためて議論となる。もっともこれは、府同促協よりも、大阪市同促協において典型的に展開される。

府同促協が地区代表と関係市町村代表の両者によって構成される組織であるのに対して、市同促協はその創立当初から地区代表だけで構成されている。そのために、府同促協以上に解放同盟との区別が明確ではなく、議論がおこってきたのである。

いま、その機関紙『そくしん』からひろってみよう。

一九六三年九月に白浜で催された市同促協の幹部研修会では同和行政はいかにあるべきか、市同促協はいかにある

る。しかし当時はまだ、解放運動は行政に要求し突き上げるだけでよく、その実施・執行に関与することは自らの手を「汚す」という発想が色濃く残っていた。施設・事業の民主的運営・管理の中でこそ正しい自覚と権利意識が訓練され、それを保障する形態が大阪においては同促協であるという認識はまだ弱い。

もっとも、こうした認識の限界は解放運動そのものの弱さの反映であったといえる。解放同盟の組織が弱く府下の地区の過半数をも組織しえていない状況の下では、どちらかといえば行政を徹底的につきあげてその要求を実現することに力点を置かざるをえないし、このことに関心が集まるのも当然であつたともいえる。「こうした原則を実践の場でも貫徹しようとするには、部落解放同盟みずからがすべての部落大衆をまきこんだ組織となり、運動をつくりあげなければならぬ。この意味では、この『府同促協方式』が実際に実を結ぶのは同対審答申が出て以降の府連の運動の発展を待たなければならぬ」¹⁵のである。

と同時に、答申以降の大阪の解放運動がその急速な発展にともなつて、全体としては融和主義を克服し、その質・量ともに飛躍的に発展しえた鍵は、一九五一年以降の府同促協の実践と同和事業・施設の民主的管理・運営という伝統があり、大阪の同和事業は府同促協と協議して執行する

べきか、などについて議論しているが、この中ではとくに若手の活動家から同促協批判が強く出されていた。¹⁴

¹⁴

同促協は大衆の要求を全部とりあげていない。要求の性格が違うのに、地区を一つにまとめようというのは無理だ。トーフ屋と植木屋の要求は一緒にならない。

同促協は行政の請負いをしている。

同促協は運動に協力せず、かえつて要求をおさえている。

こうした批判にたいして、当時の市同促協の松田事務局長は、予算の実施も事業の正しい利用も地区が一つにまとまっていこそ部落の完全解放という目的にそえること、大衆の要求闘争を指導するのは解放同盟であり、同促協で同和予算の増額が出来るかと考えるのは間違っていること、同促協は大衆の要求闘争を組織するのではなく、部落解放の正しい行政が行われるように指導するのが任務であること、同和事業を執行する主体はあくまで行政であるが、それを無駄のないように民主的に執行するための協議機関として同促協があること、地区の様々な要求はその要求別に組織して地区の統一を守るべきこと、などを今後の指針として示した。

これらの指針は、今日では「同和事業の民主的管理」の原則としてすでに明らかとなり実践されているところであ

という原則が確立していたことに負うところが大きい。このことのために拡大した同和事業を融和主義的傾向の醸成に浪費することなく、正しい路線の上のった解放運動と同和事業の発展のために有効に利用することができたからである。

注(1) 『府同促協第十一回定例総会報告並に議案書』二四頁

(2) 『府同促協史』三〇〇頁

(3) 『解放新聞』第二二〇号(一九六二年二月五日)

(4) 『解放新聞』第一六五号(一九六〇年六月二五日)

(5) 『府同促協史』三〇一頁

(6) 同右 二九七頁

(7) 同右 三〇一頁

(8) 同右 三〇二頁

(9) 同右 三〇九頁

(10) 同右 三一〇頁

(11) 同右 三二三頁

(12) 同右 三〇一頁

(13) 同右 三〇八頁。高槻市会議長差別事件、吹田市会議員差別事件、古川文吉代議士差別事件(いずれも一九六三年)などがある。

(14) 『そくしん』第四二号(一九六三年一月二一日)

(15) 『府同促協史』一三三頁

〔5〕運動の発展のテリ——第四期

(1) 同和会への窓口拒否

部落解放同盟は一九六五年八月に同対審答申をもちとつたあと、その完全実施を要求して全国で行政闘争を展開していく。そしてこの有利な社会性をもった闘いを通して、大阪府下の各支部もこの時期に数多く組織されていく。六五年に組織された支部だけでも鳴滝、安中、加島、浅香、高槻富田などがある。

大阪における答申以降の解放運動の発展は、この答申完全実施の方針を正面にすえて強力な行政闘争を展開したことはもちろんであるが、それまでにすでに一九五一年以来、府同促協・市同促協という協議機関によって同和行政の民主化をはかり、融和行政への転落に歯止めをかけてきた伝統があったことはすでにふれた。それ故に部落内の統一を守り、解放同盟の路線の正しさを示し、支部建設を急速にすすめることができたのである。

第二〇回全国大会において答申評価をめぐって大きな議論となったのは周知の事実であるが、大阪府連におけるその前後の事情は『部落は闘っている』(三一書房・一九七四年)にわかりやすく書かれている。⁽¹⁾

この当時、ようやく大阪においても同和会が結成され

(一九六六年八月)、大阪府議会にも請願書を提出した。⁽²⁾ 中には同和会を正式に認めよ、予算を計上して団体運動資金を支給さよ、などの要求がもられている。

しかし、大阪府は過去一五年の歴史と伝統から同和会を窓口とすることを認めず、府同促協を唯一の窓口とする原則を、保守府政・左藤知事のもとでも貫かせた。同年一月にもたれた府民生部との交渉では、①同和会とは今後話し合う必要はないと考えており会わないようにする、②同和会から府会に出されている請願書は大阪府として受け入れることができない内容である、などの回答を得たのである。⁽³⁾

答申完全実施を求める闘いの結果、大阪府の同和予算も急速に増大する。これにともなって、府同促協の事業も拡大していった。これを端的に示しているのがその会計である。⁽⁴⁾

府同促協の会計は一九五七年以来、一般会計のほかに「自動車講習会」「同和会館」の二つの特別会計をもって運営されてきた。また六三年からはこれに「就職対策事業」特別会計が、六五年からは「実態調査事業」特別会計がそれぞれ加わっている。

答申以来の六六年度からはまず「更生資金指導」「中小企業融資促進」特別会計が設けられ、六八年度には「住宅

管理指導」「医療連運営費」「浴場連運営費」「保育連運営費」のそれぞれ特別会計が設けられる。これらの多くはすでに施設の民主的運営促進の事業として行われてきたが、いずれも独立した会計として発展し、事業の拡大と充実をはかったものである。

またこれらはいずれも事業別・施設別組織化の進展の反映でもあった。すでに答申以降のこの段階になると、解放運動のインシアチブの下で各種の事業別・施設別の組織化がすすみ、府同促協がこれを援助・助成するという形をとってくる。そうした中に、大阪府同和地区企業連合会(一九六七年十一月)、大阪部落解放研究所(六八年八月)、大阪同和保育連絡協議会(六九年三月)、大阪府同和地区医療施設連絡協議会(同六月)、大阪府同和金融公社(同一〇月)などの結成・創立があり、府同促協はこうした一連の事業の円滑な促進・助成を行い、部落解放の多様な要求の実現をはかっていったのである。

(2) 府同促協の位置づけ

こうした実践をへて、府同促協の任務と性格についても一応の議論の結着をみることになる。まず一九六七年の第一六回定例総会では、府同促協について次のように規定している。

「同促協は部落大衆を組織し、完全解放を闘いとうと

する運動団体ではない。又、個々の要求者を結集した大衆組織でもない。同促協はいかに行政の行う同和事業を正しく促進させ、部落解放に役立てるか、の任務にかかわる協議団体である。⁽⁵⁾

翌年の第一七回総会でも協議団体であるという規定が踏襲され、さらに「同和事業の実施にあたって大切なことは予算の意義づけと正しい権利自覚をよびおこす方向で行うことである」とつけくわえた。⁽⁶⁾

また第一八回総会では、「1、せつかくの予算をもてあまし、消化不良を起してはいないか。2、あるいは消化に追われるあまり、無駄使いをしてはいないか。3、大衆に予算の意義づけを行う事がたちおくれ幹部請負や惰民養成になっではないか。」の三点をあげて、同和事業が正しく部落解放に役立っているか、また府同促協の事業は正しく取組まれているかを常に点検すべきだと提起した。⁽⁷⁾

さらに一九七〇年の第一九回定例総会では、事務局長制をしいて拡大する任務にこたえていくとともに、府同促協の独自の任務と活動の強化をはかるために、次のように提起した。⁽⁸⁾

「府同促協の独自の任務と活動の強化

府同促協は、部落問題の解決は行政の責任として実施される所の同和事業にかかわる組織として生まれた。そして

部落と市町村自治体とが一体となって府・国への働きかけを行い、積極的に同和事業を促進させる独自の任務をもつものとして組織された。従って府同促協は、部落大衆を結集し完全解放の闘いとうとする運動団体でもなく、また個々の要求者を結集した大衆組織（要求組合）でもない。府同促協は、府の同和事業を正しく部落解放の目的にそって執行させるために存在する。それはいくら事業がなされても、部落解放に反する結果になってはなんの意味もないし、戦前の対策事業が融和主義として機能した事に対する深刻な批判と反省の上に立っているからである。従って府同促協は、毎年くまれる府の同和対策予算と事業にかかわって活動し、部落の環境改善、生活にねざす諸要求の実現、産業労働、及び教育対策全般にわたる同和事業の促進に全力を傾注する。又、予算の意義づけと正しい権利自覚をもたらず指導と教宣活動を重視するのである。

いよいよ今年から部落解放の総合計画が具体的にはじまる。各地区毎に作成される計画を本場に地区住民の要求と部落解放に合致したものにするための活動を当面の中心にしながら、府同促協の任務と存在意義を明確にして活動を強化していきたく思う。」

(3) 運動における対立の反映

この間、民生部を窓口としていた大阪府の同和行政は一

実、また府同促協および同和事業の正しい原則に対する非難・中傷は一九六九年以降に始まったのだということも明らかにしておくことも無益ではあるまい。

また、中西の府同促協、大阪の解放運動に対するなりふりかまわぬ非謗と中傷によれば、左藤自民党政は「大阪府連の常任執行委員、勤務員のすべてが、府同促協の職員でもあるという状態を利用して、「解放運動そのものを反共と融和主義の方向に変質させていき、「それは、まず、市同促協を中心にあられてき」たということになる。⁽¹³⁾

だがその府同促協・市同促協の事務局員・理事のなかにはほかならぬ中西義雄をはじめとして米沢正雄、山田政信、福井由数、城前久、西郡喜一など、日本共産党員や現在の「全解連」の幹部がいたのである。もし本場に府同促協・市同促協が大阪の解放運動に否定的な影響を与えたというのであれば、一片の自己批判がまずあってしかるべきであろう。(それをしようとするのは、自らの経歴に傷をつけたくないからばかりではなく、本心からそう思っているのではなく、御都合主義であたりかまわず非謗・中傷をなげかけているのだということを示しているのである。) 中西は府連幹部の個人攻撃も行い、松田喜一、北野実らを名ざして「靴修理統制組合のボスであった」とまで言っている。⁽¹⁴⁾とここでその北野は、今日「国民融合をめざす部

九六六年二月に同和对策室の設置によってようやく総合的な施策として取組まれる体制ができた。また一九六九年一月には、大阪府同和对策審議会がようやく「答申」をまとめ府知事に手渡した。この府の答申は、同和行政の目標、一般対策との関連などについて国の答申以上に明確な姿勢を示しており、全国的にみても今日なおきわめて水準の高いものと評価することができるといえる。⁽⁹⁾

なお当時の府同促協の役員名からもわかるように、答申の評価をめぐって論争がおこり府連大会でも議論になった後も、しばらくは府同促協の理事として、「正常化連」(今日では「全解連」)にその後はしる人々も名を連ねている。⁽¹⁰⁾たとえば向野の西郡喜一、矢田の山田政信などは一九六六年の第一五回定例総会で理事に選ばれており、当時府連の委員長で現在「全解連」大阪府連の委員長である岸上繁雄は六四年の第一三回定例総会から六八年の第一七回定例総会まで三回にわたって副会長に選出されている。

いわゆる「窓口一本化」反対は御都合主義的な主張であり、かつて日本共産党宮本一派もこの同和事業の原則の正しさをともに主張していたことは、藤本正弘、東上高志らの論文の紹介によってすでに知られているところである。⁽¹¹⁾

そして、かつてはともに府同促協の理事・協議員として同和事業の正しい促進のために努力してきた歴史的な事

落問題大阪府会議」の代表委員をされているのは周知の事実であり、松田に関しては「大衆の信望を担い、「部落住民の生活に即した幾多の要求闘争を指導した」という木村京太郎の評価を紹介すれば、とりあえずは十分であろうと思われ。

- (1) 「運命の決断」一六七頁～一八四頁
- (2) 「府同促協史」四七五頁
- (3) 「解放新聞」大阪版第一二号(一九六六年二月一日)
- (4) 「府同促協史」四三〇頁～四三九頁
- (5) 同右 三二四頁
- (6) 同右 三二七頁
- (7) 同右 三三〇頁
- (8) 同右 三三四頁
- (9) 同右 一七一頁～一七三頁
- (10) 同右 三八〇頁～三八二頁
- (11) 「現代の部落解放運動」(部落解放同盟大阪府連合会編、部落解放研究所刊)二二頁～二八頁
- (12) たとえば松島治重「部落解放同盟大阪府連幹部の反人民的反共活動について」(「前衛」一九六九年一〇月号、部落解放運動とイデオロギー問題)所収、四四頁
- (13) 中西義雄「部落解放運動の歴史と理論」一四四頁
- (14) 同右一三三頁

(15) 『大阪民主新報』一九七六年九月二五日

(16) 木村京太郎『水平社運動の思い出』(下)三〇頁

〔6〕 同和行政の原則を守る——第五期

(1) きめこまかな同和事業の実施

特別措置法の即時具体化要求と部落解放の総合計画の実現という課題のなかで、府同促協の任務がいよいよ拡大し、重要になっていくのがこの時期である。

具体的には、解放運動のなかで組織化がすすむ大阪府隣保館連絡協議会(一九七一年五月)、部落出身大学生大阪友の会(同年十一月)、部落解放消費生活協同組合研究協議会(七三年四月)、部落解放子ども会大阪連絡協議会(七四年九月)など、部落解放をめざす諸団体への助成が強化されていく。また一九七二年からは『あいつぐ差別事件』を配布するなどの社会同和教育資料を作成する。

また、キメ細かい同和事業を行うために、身障者の実態調査や労働実態調査を実施するとともに、大阪府下の同和予算の分析や、各種同和減免措置の再検討なども進めた。

(2) 二つの同和行政攻撃

しかし、この時期に府同促協にとっても、また大阪の解放運動にとっても無視しえない運動への敵対が生じた。日本共産党差別者集団官本一派による差別キャンペーンであ

る。

その主な手段は、第一には部落解放同盟の社会的な孤立化をねらった「暴力集団」呼ばわりの差別キャンペーンであり(その頂点は一九六九年の矢田教育差別事件、一九七四年の八鹿高校差別事件であった)、第二には永年の闘いの成果である同和行政にたいする中傷・批判であった。

また同和行政にたいする非誹は、同和事業の原則にかかわるいわゆる「窓口一本化」反対のキャンペーンと、「同和とりすぎ論」「逆差別」キャンペーンである。

すでに一九七一年、吹田市において「窓口一本」の原則にたいする破壊策動が始まっていたが、これが一九七四年から七六年にかけての羽曳野市の住宅入居をめぐる問題において最も露骨にあらわれた。⁽¹⁾

また「逆差別」キャンペーンは、府下各地で選挙のたびに票あつめ的手段として利用されたが、一九七五年には松原市における同和予算の大幅削減となって強行された。⁽²⁾

一九七二年の大阪府連第二〇回大会は、いわゆる「窓口一本化」について次のように主張した。

「……………窓口一本化は、闘うものの論理であり、規律であり、部落の統一と団結の根本である。……………戦後、同促協を通じて一切の同和事業を行うという原則がつくられたのは、こうした闘いの教訓から生まれたものであり、部落

の統一と団結を守るために、同和事業を真に部落解放に役立たせるために対行政との関係において確立されて来たものである。……………」

……………同和行政は単に要求をみただけが、事業の実現のみが目的ではない。正しい権利自覚に立たせ、部落解放への自覚をよび起すことでなければならぬし、この点、同和行政は、単なる福祉行政とはちがう。……………」

……………窓口一本化方式は決して地方自治法第一〇条の精神を否定するのではなく、同和事業の特異性とその行政目的の性格にてらして住民にひとしく役務の提供を受ける権利を保障する最も効果ある方法である。問題はどこへ一本化するかというところへ到達する。我々は、解放同盟にと主張したが、行政との関係において同促協を通じてということになったのである。いろいろと議論もあり動揺もあったが、二〇数年風雪に耐えて、一切の同和事業を同促協を通じて実施するという窓口一本化の原則は確立されたのである。⁽³⁾

また、府同促協第二五回定例総会(一九七六年)は、次のようにのべている。

「今日幾多の迂余曲折を経ながら大阪における同和事業の水準を大きく高め、同促協方式を確立してきた。今日この『府同促協を通じて同和事業を執行する』という方式を

否定、部落を分裂させ、兄弟同志の血で血を争わせよとする策動のある中で、当協議会の役割はますます重要となってきた。⁽⁴⁾

注(1) 吹田闘争については『部落解放』第一七号(特集・吹田革新市長と同和行政一九七一年八月)。羽曳野闘争に関しては「大阪・羽曳野市長の「独善」融和行政との闘い」(『部落解放』第五三三号・一九七四年四月)。

注(2) 「分裂的入居策動粉砕のたたかい」(『部落解放』第六五号・一九七五年二月)、大阪府連編『現代の部落解放運動』など参照のこと。

注(3) 日共による同和行政にたいする差別キャンペーン全般については『部落解放』第三五号・一九七二年二月、第三六号・一九七三年一月(特集・現代差別キャンペーン(1)(2))、岡島喬「部落解放行政の原則と「共産党」のよこしまな目的」(『部落解放』第七〇号・一九七五年五月)、大西和雄「部落解放予算を削減する者」(『部落解放』第七一号・一九五一年六月)、佐和慶太郎「同和行政と共産党」(『部落解放』第七四号・一九七五年九月)、「部落解放総合計画前期五カ年における行政状況」(『部落解放研究』第七号・一九七六年五月)など参照のこと。

(3) 『第二〇回大会決定集』五八頁～五九頁

(4) 『府同促協史』三七三頁

まとめにかえて——二つの視点

以上、府同促協の二五年にわたる歩みを、主に大阪の部落解放運動の発展とのかかわりにしほって概括してきた。最後に、府同促協と解放運動との関係を二つの視点から整理して「まとめ」にかえたい。

第一は、府同促協の任務・課題は、その時々々の部落解放運動の具体的な力量・条件から規定されるのであって、その逆ではない、という点である。

解放委員会がまだ大衆的な基盤をもっていなかった時代には解放運動の一分野である行政闘争をにない、解放運動が大阪市内を中心に大衆運動として発展していくと施設別・事業別の組織化をすすめ、また府下にも府連組織が拡大していく反面で融和主義的な危険が語られはじめると民主的管理・運営を強調し、「答申」が出されて同和事業が拡大していった時には運動の成果を守り発展させるために事業別・施設別組織を援助・助成していった。

このことは、府同促協の事業が解放運動の発展をうながし、促進していった事実を否定しないし、またそのことの大きな意義を否定するものでもない。府同促協の創立によって府連がようやく常任の活動家を有し府連大会をひらくことができたこと、府同促協の実績と歴史のうえにたつて

自民党府政のもとでも同和会に窓口をひらかせず解放運動の統一を守ったことなどは、その事例であろう。

だが、その府同促協が解放運動に与える影響力の範囲はたえず具体的な時々々の歴史的條件によって制約されていた。府同促協が大衆団体である同盟組織にとってかわることはできないし、同促協の性格について理論的に整理して運動との関係を明確にしえたのは解放運動の影響力がほぼ府下全域におよんだ「答申」以降であったことはこれを証明している。府同促協を創立したために大阪の解放運動に全国とは異なる融和的な傾向がもたらされたとか、府同促協がその創立当初から融和主義的であったとする総括は一見戦闘的にみえる。だが、府同促協を肝心の大阪の解放運動と切りはなし、府同促協に大阪の解放運動の「弱さ」なるものの一切の責任をおしつけ、解放運動の発展・矛盾の克服の過程をその内部の運動としてではなくて他の組織からの影響力の有無・その度合によって説明しようとする試みは大阪の部落解放運動を正しく総括するものといえず、逆にセクト主義をふりまく結果としかならない。

第二は、府同促協が部落解放運動の時々々の課題を正しく反映してその課題に取組んだ時、はじめて解放運動を推進するのであり、解放運動の発展にもなつて自然に府同促協の課題が方針化されるものではないこと、である。

府同促協の創立そのものが大阪における解放運動を活発にしていたこと、府同促協のとりくんだ各請願運動・実態調査の実施がその後の大阪府連の組織化の下地となったことなどは、府同促協の事業が解放運動を推進していったよき実例であった。

だが、こうした府同促協の任務は、解放運動の発展とともに自然に方針化されたわけではない。大阪における解放運動の発展とそこから提起される府同促協の任務との矛盾は、必ず府同促協の内部における真剣な討論によって克服されてきた。一九五七年の第六回総会がそうであったように、また一九六七年の第一六回総会がそうであったように、部落の完全解放を願い、部落解放運動の発展を求めめる情熱が、事態を前進させていったのである。今日において各地で指摘されている功利主義の助長、組織内民主主義の破壊という問題は、解放運動の発展にもなつてあらわれてきた矛盾である。「産湯といっしょに赤子を流す」のたとえのように内部告発や切り捨てに終わるのではなく、今後の運動の発展にふさわしい問題の解決の方向を明らかにすることこそ必要であろう。

府同促協は、試行錯誤をくりかえしながらも、この困難な問題と取り組んできたのである。

府同促協は今日、創立以来二五年の歴史と伝統の重みを

もって存在している。そして、運動団体とは別個に協議機関をつくり、同和事業の民主的運営・管理を行うという方式は全国でも注目されることとなった。事実、解放同盟滋賀県連でも、財団法人解放県民センターという組織を通じて民主的管理を実施している⁽¹⁾。

各都府県連にはそれぞれの歴史と条件があり、一概にこの「府同促協方式」をとることが正しいとか、これがいつでも最良の方策であるとか言いきるわけにはいかない。

しかし、本年三月の第三二回全国大会でも指摘されたように、解放運動と同和事業の関係を整理し、同和事業を一層発展させ、その事業をさらに解放運動の力にかえすためにも、大阪における府同促協の経験はある方向を示唆しているものと思われるのである。

注(1) 「資料・いわゆる「窓口一本化」公判録・山中証言について」(『部落解放研究』第九号・一九七七年二月)

(付記) 府同促協の歩みについて、また大阪の解放運動、同和事業について関心をもたれる方は、ぜひともこの「府同促協史」を一読ねがいたい。また寺本知(府同促協会長)、盛田嘉徳(大阪教育大学教授)の両氏からご教示いただいた。お礼を申しあげる。